

障害者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大に関するQ & A

問1 平成30年10月4日から、航空旅客運賃の割引を適用していた航空運送事業者全てにおいて、割引運賃の適用範囲が拡大するのでしょうか。

(回答)

平成30年10月4日から、割引運賃の適用範囲を拡大するのは、以下の①の日本航空グループに属する6社となります。

① 適用範囲を拡大する事業者	② 適用範囲を拡大しない事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本航空 (株)</li> <li>・ 日本トランスオーシャン航空 (株)</li> <li>・ 日本エアコミューター (株)</li> <li>・ 琉球エアコミューター (株)</li> <li>・ (株) ジェイエア</li> <li>・ (株) 北海道エアシステム</li> </ul>	<p>全日本空輸 (株)、ANAウイングス (株)、                      (株) AIRDO、(株) ソラシドエア、                      (株) スターフライヤー、スカイマーク                      (株)、(株) フジドリームエアラインズ、                      新中央航空 (株)、アイベックスエ                      アラインズ (株)、東邦航空 (株)、オ                      リエンタルエアブリッジ (株)、天草エ                      アライン (株)</p>

※割引運賃の適用区間は、全て定期航空路線の国内線全区間です。

※ただし、平成31年1月16日から、全日本空輸グループ等の5社(②のうち、下線のある事業者)においても、①の事業者と同様に適用範囲を拡大する予定と聞いておりますので、今後、詳細が分かり次第、各自治体に対して改正通知を発出させていただく予定としております。

問2 平成30年10月4日から、航空旅客運賃の割引の適用範囲はどのようになるのでしょうか。

(回答)

平成30年10月4日からの割引運賃の適用範囲は以下のとおりです。

	①の事業者	②の事業者
第一種身体障害者 第一種知的障害者	本人と介護者一名	本人と介護者一名
第二種身体障害者 第二種知的障害者		本人